

平成 26 年度行政評価等プログラム

平成 26 年 4 月

総 務 省

平成 26 年度行政評価等プログラム

平成 26 年 4 月
総 務 省

行政評価局の業務について、平成 26 年度以降の行政評価局調査テーマ及び当面の重点運営方針を以下のとおり定める。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

1 行政評価局調査

平成 26 年度以降の行政評価局調査に係るテーマを下表のとおり定める。

なお、平成 27 年度及び 28 年度の実施を検討するテーマについては、26 年度に重点的に情報収集等を行った上で実施の可否を判断することとする。

調査の実施に当たっては、各府省における予算要求や制度改正等のスケジュールを考慮しつつ、調査結果の施策への適切な反映の確保を旨として、工程管理を行う。

また、適時かつ的確なフォローアップの実施を通じて、勧告の実効性を確保する。

行政評価局調査	【調査着手済み】 →順次取りまとめ、勧告	【26年度新規着手】	【27、28年度実施検討】 (毎年度見直し)
	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者取引<政策評価> ○食育の推進<政策評価> ○震災対策(災害応急対策) ○設立に認可を要する法人(国民一般を対象としたサービスを提供する法人) ○生活保護 ○外国人旅行者の受入環境の整備 ○気象予測の精度向上等 ○規制の簡素合理化 ○PFIの推進 ○医師等の確保対策 ○道路交通安全対策(自転車安全対策) ○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の債権管理等 ○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育 ○職業能力開発の効果的な実施 ○家畜伝染病対策 ○社会資本の維持管理及び更新(鉄道施設の保全対策等) ○世界文化遺産の保存・管理 ○再生可能エネルギーの利用促進 ○地下街等地下空間利用施設の安全対策等 ○自動車運送事業における事故防止対策 ○廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進<政策評価> ○グローバル人材育成の推進<政策評価> ○農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進<政策評価> ○工作物等の適正管理の確保(いわゆる「空き家」等を中心として) ○政府開発援助 ○発達障害者対策 ○がん対策 ○労働者の健康確保対策 ○有料老人ホームの運営の適切化 ○農業担い手対策(新規就農者) ○森林・林業の再生 ○航空安全対策 ○アスベストの飛散防止対策 ○原子力防災業務 ○公共調達の適正化
<ul style="list-style-type: none"> * 行政機関の動向(新体制下の年金業務を含む。)等について、常時、情報を収集・整理・分析し、行政上の課題を把握(調査テーマの選定、機動調査の実施等に活用)。また、許認可等の実態を把握 * 国民からの苦情、意見・要望、事故・災害等を契機として、早急に改善を要するものについて、緊急・臨時に調査を実施 * 地域における行政上の問題について具体的改善を図るための調査を実施(「高齢者、障がい者等の移動の円滑化(バリアフリー)対策の推進」、「道路の維持管理」、「河川、海岸の管理」、「無電柱化対策」等) 			

2 政策評価の推進

平成 26 年度は、以下の点に重点的に取り組む。

(1) 目標管理型の政策評価の適切な実施の推進

各府省が行う目標管理型の政策評価について、次の二つの視点から実施状況を把握・分析し、得られた知見を各府省と共有する。

- ① 行政事業レビューとの連携（各府省の事前分析表の達成手段欄における行政事業レビューの対象事業の明確化、実施過程における関係部局間の連携）
- ② 標準化・重点化（目標達成度合いについて、各行政機関共通の 5 段階区分を適用、踏み込んだ評価を施策の節目に実施）

(2) 政策評価の点検（別紙 1 (2) に定める評価活動）

- ① 租税特別措置等、規制及び公共事業に係る政策評価について、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案し、重点化を図りつつ、政策評価の客観性の確保、質の向上等を図るための点検を実施する。

また、平成 26 年度から「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）が施行されることを踏まえ、同ガイドラインに基づく各行政機関の取組を着実に推進する観点から、目標管理型の政策評価の点検を新たに実施する。

- ② 点検に際して、必要に応じ、評価マニュアルの見直しや評価の修正・やり直し等を求める。

(3) 「政策評価ポータルサイト」の機能拡充

P D C A サイクルの電子化に対応し、国民の利便性を高めるため、「政策評価ポータルサイト」の検索機能を改善するとともに、一覽的に閲覽できる情報を追加する。

3 行政相談

行政相談については、実際の行政運営の中で「国民が困っていることをどう解決するか」という問題意識を常に持ちつつ、「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」（平成 25 年 4 月改定）に基づく活動を展開する。

このため、次のような具体的な取組を行う。

(1) 行政相談への対応能力の更なる向上

行政相談事案及び行政相談委員意見への一層の迅速かつ的確な対応や、これら事案から行政課題を抽出する能力を強化するため、i) 研修の充実（研修方法、課題設定の見直し等）、ii) 事案の解決へ向けた定期的な検討会の開催など、組織的な対応能力の更なる向上に努める。

(2) 行政相談委員との協働の推進

行政評価局と行政相談委員との協働を推進することにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声を積極的に把握する。このため、個別支援計画の策定や行政相談委員意見の提出支援など行政相談委員の経験年数や活動状況に応じたきめ細やかな支援活動を展開する。

また、行政相談による改善事例の積極的な発信や、行政相談出前教室・行政相談懇談会の企画支援などにより、行政相談委員と協働しながら一層効果的かつ効率的な広報活動を展開する。

(3) 行政相談から得られる情報の分析の充実

平成 26 年度から運用が開始される新たな行政相談総合システムの活用により、行政相談事案や行政相談委員意見から得られる情報の分析を強化し、行政課題の抽出を積極的に行い、行政の制度・運営の改善につなげる。

その際、行政苦情救済推進会議の活用や行政評価局調査との連携を図る。

(4) 国、地方公共団体、各種相談機関・委員等との連携推進

行政相談制度及び行政相談委員活動に対する理解を深め、各種取組の円滑化を図るため、国、地方公共団体及び各種相談機関・委員との良好な連携・協力関係の維持・構築を行う。また、行政相談活動を支援する民間の活動との協働に努める。

その上で、市町村・各種団体との良好な協力関係の下、多様な人材の確保を図りつつ、行政相談委員の次期一斉委嘱替えを円滑に実施する。

(5) 国際協力の推進

国際オンブズマン協会（IOI）及びアジア・オンブズマン協会、その他国際フォーラムにおける日本のプレゼンスの向上を図る。

また、平成 25 年 4 月にベトナム社会主義共和国国家監察省と取り交わした覚書に基づき、行政苦情救済分野を中心とした行政管理全般にわたる我が国の経験と技術について、人材育成を含めたソフト面の支援協力事業を推進するなど、国際協力を努める。

4 その他

本プログラムについては、業務の進捗状況等を踏まえ、平成 27 年度当初に見直すものとする。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

政策評価法第 13 条の規定に基づき、平成 26 年度以降の 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価(政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの)

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府として指すべき一定の方向性の下に政府全体としての統一性又は総合性を確保する必要のある政策について、重点的かつ計画的に実施する。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動(政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの)

総務省が行う各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

どのような政策について、どのように政策評価を行っているのか、又は行おうとしているのかなど、各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性及び厳格性の達成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえて重点化を図りつつ、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。

③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらの評価の実施の必要性について、平成 15 年 8 月に公表した「「評価の実施の必要性の認定」の考え方の整理と今後の取組」等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて検討を行い、その結果明らか

になった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、関係機関に提供するとともに、公表する。

2 平成 26 年度から 28 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

平成 26 年度から 28 年度までの 3 か年において、統一性又は総合性を確保するための評価として実施するテーマ又は評価の対象としようとするテーマは、「消費者取引」、「食育の推進」、「グローバル人材育成」、「クールジャパン」及び「6次産業化」とする。

3 平成 26 年度に実施する評価のテーマ

平成 26 年度においては、「消費者取引」及び「食育の推進」について、前年度に引き続き実施する。

4 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用するため、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況については、改善効果をフォローアップし、政策への反映を推進する。

(3) 行政評価・監視との連携

総務省が行う政策の評価の効果的かつ効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図る。

(4) 評価に関する情報の公表

総務省が行う政策の評価について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

参 考 资 料

目 次

○ 平成 26 年度行政評価局調査予定計画	1
-----------------------	---

行政評価・監視

[平成 26 年度]

① 国の債権管理等に関する行政評価・監視	3
② グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査	4
③ 職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視	5
④ 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視	6
⑤ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等 を中心として－	7
⑥ 世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査	8
⑦ 再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視	9
⑧ 地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査	10
⑨ 自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視	11
⑩ 廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視	12

平成 26 年度行政評価局調査予定計画

調査着手予定時期	区分	計 画 名	担当評価監視官等名
第一期 (二十六年四月～七月)	行政評価・監視	○国の債権管理等に関する行政評価・監視	内閣、規制改革等担当
第二期 (二十六年八月～十一月)	行政評価・監視	○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 ○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 ○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 ○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として—	法務、外務、文部科学等担当 厚生労働等担当 農林水産、環境、防衛担当 復興、総務、国土交通担当
第三期 (二十六年十二月～二十七年三月)	行政評価・監視	○世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査 ○再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視 ○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査 ○自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視 ○廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視	内閣、規制改革等担当 財務、経済産業等担当 復興、総務、国土交通担当 地方業務室 農林水産、環境、防衛担当

(注) 実施時期については、諸般の情勢により変更することがあり得る。

行政評估・監視

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	国の債権管理等に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 国の歳入については、税収の十分な確保が厳しい中、債権の適切な管理回収により国の財政上の利益を確保することが各府省共通の重要課題であり、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）や国税徴収法（昭和34年法律第147号）等に基づく適切な事務の実施を通じ、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにすることも必要である。</p> <p>平成24年度末の歳入金債権現在額は約8兆7,000億円であり、そのうち履行期限が到来しているものは約5,000億円（国民年金及び厚生年金に関するものを除く。）に上っているところである。</p> <p>② 総務省は、国の一般会計や特別会計全般にわたって存在する歳入金債権について、「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」を実施し、平成19年6月、実務マニュアルの整備、研修の計画的実施等の適切かつ効果的な債権管理事務の推進や滞納の拡大防止対策等の的確な実施など組織的な取組を促す事項を中心に、全府省に対し勧告を行った。</p> <p>しかし、多くの債権を管理している地方支分部局等においては、整備した実務マニュアル等に基づく事務処理が適切に実施されていないなど、その取組が十分に浸透していない状況も想定される。</p>
主な調査項目	<p>① 債権の発生・消滅状況</p> <p>② 債権管理実務マニュアル等の整備状況</p> <p>③ 債権管理実務マニュアル等に基づく債権管理事務の実施状況</p> <p>④ 効果的回収方策等の検討状況</p> <p>⑤ 滞納の拡大防止対策等の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	全府省、都道府県、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査
背景事情	<p>① 経済・社会のグローバル化が進む中で、海外で生活する日本人の子ども数（注1）は、ここ10年で約1.4倍（平成15年：5万2,462人、25年：7万1,628人）に増加しており、地域別にみると、中東地域が約2倍、アジア地域が約1.7倍、中南米地域が約1.4倍などとなっている。</p> <p>② 現在、国は、海外子女教育について、教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、在外教育施設（注2）に対する教員の派遣、義務教育教科書の無償給与、校舎借料や安全対策費の援助等を行っている。また、帰国子女教育について、日本語指導等の特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の給与等の国庫負担、帰国生徒の高等学校への積極的受入れの要請等を行っている。</p> <p>③ 一方、我が国では、グローバル化の進展に対応して、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提とした、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要な課題となっている。</p> <p>④ しかし、海外子女が海外での異文化生活等を通じてこれらの能力を身に付けることが十分可能な環境下にある中で、グローバル人材育成の観点からの海外子女・帰国子女教育についての実態は必ずしも明らかになっていない。</p> <p style="padding-left: 2em;">このような中で、在外教育施設における教育環境や授業内容等がグローバル人材育成に資するものとなっていない、帰国子女教育において海外経験を生かした教育等が十分でないなどの指摘もなされている。</p> <p>（注） 1 各年の4月15日現在における我が国の義務教育年齢（満6歳～満15歳まで）に該当する在外邦人の長期滞在者（3か月以上の在留者）で、在留国から永住資格を得ている者を除く。 2 在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子どものために、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設（日本人学校、補習授業校及び私立在外教育施設）である。</p>
主な調査項目	<p>① 海外子女に対する教育の状況</p> <p>② 帰国子女に対する教育の状況</p>
調査等対象機関 （予定）	外務省、文部科学省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上の実現が必要であり、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築することとされている。</p> <p>② 厚生労働省は、職業能力開発の基本的施策について、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき「第9次職業能力開発基本計画」（対象期間は平成23年度から27年度まで）を策定し、成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練を推進している。また、同計画に基づき、i）雇用のセーフティネットとしての職業訓練の役割・機能の強化、ii）第2のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない求職者に対する無料の職業訓練及び訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行う求職者支援制度の創設、iii）ジョブ・カード（注）制度の普及促進等を行っている。</p> <p>③ しかし、i）公共職業訓練は、PDCAサイクルによる訓練コースの不断の見直しが行われているが、訓練の定員充足率が低下傾向（平成23年度に87.3%の充足率が25年度には79.3%）にある、ii）平成23年10月に創設された求職者支援制度は、訓練コースへの応募が低調（平成24年度の応募倍率0.76）で、訓練の定員充足率も24年度は59.7%にとどまっているほか、訓練コースの地域間格差や訓練実施機関による奨励金の不正受給問題が発生している、iii）ジョブ・カードは、取得者のほとんどが職業訓練受講者で普及が進んでいない、事業者による認知や利用は低調となっているなど、訓練ニーズを踏まえた適切な職業能力開発の実施の推進等が課題となっている。</p> <p>（注）ジョブ・カードは、正社員採用やキャリア・アップを目指す求職者が、キャリア・コンサルティングや職業訓練を受けながら作成する就職活動のための書類ファイルである。</p>
主な調査項目	<p>① 公共職業訓練の実施状況</p> <p>② 求職者支援訓練の実施状況</p> <p>③ 助成金を活用した雇用型訓練の実施状況</p> <p>④ ジョブ・カードの活用状況</p>
調査等対象機関 （予定）	厚生労働省、文部科学省、経済産業省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、中央職業能力開発協会、都道府県、事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	家畜伝染病対策に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 平成22年度の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、23年4月に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）が改正され、i）飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者に対し、都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、ii）家畜伝染病の発生を早期に発見するための新たな届出制度の創設、iii）口蹄疫のまん延防止のための患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分の導入等の措置が講じられた。</p> <p>② 一方、我が国周辺のアジア諸国では、口蹄疫や鳥インフルエンザが断続的に発生しており、人や物を介した国内への侵入リスクは依然として極めて高い状況にある。</p> <p>③ 平成24年度の牛・豚等農場及び家きん農場における飼養衛生管理基準の遵守状況をみると、適切な飼養管理が行われていたのはそれぞれ全体の45%、65%にとどまっている。また、平成24年度の47都道府県における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫演習の結果によると、防疫作業に係る人員及び資材の確保について事前に派遣元や調達先と具体的な調整を行っていないなど、実際に防疫作業を行う場合に支障が生じかねないケースがみられたとされている。</p>
主な調査項目	<p>① 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者における当該基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況</p> <p>② 口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況</p> <p>③ 家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止に係る関係省の連携状況</p>
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－
背景事情	<p>① 鉄軌道における運転事故は、平成 13 年度から 800 件台で推移し、24 年度の運転事故は 811 件で対前年度 866 件から 55 件（6.4%）減少している。一方、輸送障害（列車の運休、旅客列車の 30 分以上の遅延等）は、平成 24 年度に 5,881 件発生し、このうち車両に起因するものが 917 件（前年度比 4.1%増）、施設に起因するものが 458 件（前年度比 24.8%増）となっており、近年増加傾向となっている。</p> <p>② 国は、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）において、鉄道輸送の用に供する施設及び車両の構造及び取扱いについて必要な技術上の基準を定め、鉄道事業者は、これに基づき、実施基準（土木施設実施基準等）を定め、これを遵守することとされている。また、国土交通省は、鉄道事業者に対し、鉄道の種類ごと、施設の種類に応じた定期検査の実施について「施設及び車両の定期検査に関する告示」（平成 13 年国土交通省告示第 1786 号）等を通知し、鉄道事業者はこれを踏まえ、独自に作成した検査マニュアル等に基づき検査を実施することとされている。</p> <p>③ しかし、JR石勝線トンネル内における列車脱線事故（平成 23 年 5 月、JR北海道）を始めとする鉄道事故や、事故の発生には至っていないものの、補修が必要な橋梁が放置されている、電車の架線を支えるコンクリート柱が社内規則に違反しているなど鉄道施設における保全対策等が十分に講じられていないなどの事案が発生している。また、事故等の原因として、例えば、i) 施設の保守点検が不十分、ii) 点検結果に基づく必要な補修が適切に実施されていないことなどが挙げられている。</p> <p>④ 一方、全国の鉄道事業者の経営状況をみると、特に地域鉄道を取り巻く環境は少子高齢化やモータリゼーションの進展等に伴い極めて厳しい経営状況が続き、保全対策等が十分実施されていないおそれがあり、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等が求められている。</p>
主な調査項目	<p>① 鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況</p> <p>② 鉄道事業者における安全確保対策の取組状況</p> <p>③ 国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、鉄道事業者等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査
背景事情	<p>① 世界文化遺産は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、ユネスコ世界遺産委員会の「世界遺産一覧表」に登録された記念工作物、建造物群及び遺跡であり、これらを人類全体の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的としている。</p> <p>平成25年6月現在、全世界で759件が登録されており、そのうち、我が国では、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「古都京都の文化財」など13件が登録されている。</p> <p>② 世界遺産条約を履行するための法律は制定されておらず、世界文化遺産の保存・管理は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）、景観法（平成16年法律第110号）、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）、景観保護条例などの多数の法令や条例に基づいて行われている。</p> <p>また、世界文化遺産の保存・管理に関わる関係者は、法令を所掌する府省、地方公共団体、文化財所有者、地域住民など広範にわたることから、それらの協力・連携が重要である。</p> <p>③ 近年、世界文化遺産が人々の関心を集め、地域活性化の有力な手段にもなっているが、一方で、観光客の増加による記念工作物等の毀損、排気ガスやゴミなどの環境問題、世界文化遺産を保護するための各種規制と住民生活との調和など、世界文化遺産の持続的な保存・管理に向けた課題が指摘されている。</p>
主な調査項目	<p>① 世界文化遺産の保存管理計画の策定状況</p> <p>② 世界文化遺産の保存・管理の状況</p>
調査等対象機関 (予定)	外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、再生可能エネルギーについては、エネルギー源の多様化によるエネルギー安全保障の強化や、低炭素社会の創出に加え、新しいエネルギー関連の産業創出・雇用拡大の観点からも重要であり、また、地域活性化に寄与することも期待されることから、その利用が促進されてきた。</p> <p>② その導入拡大のための主要な施策については、i) 補助金による支援（平成9年度～）、ii) 電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の調達についての義務量の枠付け（平成15～24年度）、iii) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の制定による固定価格買取制度（国が定めた固定価格・期間で再生可能エネルギー電気の購入を電気事業者に義務付け、その購入に要する費用に充てるため、電気料金の一部として賦課金の支払いを国民に求めることを内容とするもの。以下「FIT」という。）の創設（平成24年7月施行）へと変遷してきた。</p> <p>③ 平成24年度における発電電力量のうち再生可能エネルギー等が占める割合は約1割で、その大半の水力発電（8.4%）を除くと再生可能エネルギー割合は1.6%と少ない。しかし、FITの施行により、再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、施行前までの約2,060万kWと比較すると約3割増の約2,705万kW（平成25年11月末時点）となっている。</p> <p>④ また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「再生可能エネルギーの徹底活用を図る。まずは、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規制の合理化を始めとした規制・制度改革、送電網の整備・実証等の環境整備により、民間投資を喚起する」こととされている。</p> <p>⑤ このような中、i) FITについては制度の在り方の検討を含め、その見直しが法定されているが、既に、設備認定を受けながら運転していない発電設備の実態調査結果を政策に反映すべきとの議論などがなされており、また、ii) 再生可能エネルギーの関連補助事業については有効に行われていないなどの指摘もある。</p>
主な調査項目	<p>① FITの運用状況等</p> <p>② 再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況等</p> <p>③ 再生可能エネルギーに係る規制の状況等</p> <p>④ 地方公共団体の取組状況等</p>
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査
背景事情	<p>① 地下街は、公共の用に供される地下歩道と店舗等が一体となった地下施設であり、不特定多数の者が利用する公共的な空間を形成しており、平成25年3月現在、全国に78か所設置されている。</p> <p>地下街の多くは、昭和30年代から50年代に整備され8割以上の地下街が開設から30年以上経過し老朽化が進行している。また、近年、台風や集中豪雨等による浸水被害も発生し、さらに、大規模地震、火災等が発生した場合は施設の特異性から大惨事になりかねないおそれがあると懸念されている。</p> <p>② 地下街については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）等に基づき安全対策を講ずることとされているが、i)耐震化は進んでおらず、また、施設の定期点検の実施など老朽化対策が講じられていない、ii)消防法に基づく防火・防災管理者の指定、防火・防災管理に係る消防計画の策定等が進んでいない、iii)水防法に基づく避難確保計画・浸水防止計画の作成等が進んでいないなど安全対策等が十分なものとなっていない。</p> <p>③ 近年、地下空間は、再開発・リニューアルに合わせ、地下街、準地下街、地下鉄駅、地下駐車場などが地下連絡路でネットワーク化され大規模化・複合化が進展し、地下空間における施設や管理者は複数存在し、各管理者は自ら管理する施設について関係法令等に基づき安全対策を講じているものの、管理者間における連携した安全対策が十分講じられていない。</p> <p>また、地下街や準地下街、民有地地下と公共用地下をつなぐ施設などは、その管理体制等が明確になっていないなどの指摘があり、地下空間利用施設の総合的な安全対策等が課題となっている。</p>
主な調査項目	<p>① 地下街における施設の維持管理等の実施状況</p> <p>② 地下街における各種法令等に基づく安全対策の実施状況</p> <p>③ 地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況</p>
調査等対象機関 (予定)	総務省、国土交通省、都道府県、事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 国土交通省は、自動車運送事業者における輸送の安全を確保するため、自動車運送事業等監査規則（昭和 30 年運輸省令第 70 号）によるほか、「自動車運送事業の監査方針について」（平成 25 年 9 月 17 日付け自動車局長通達）により監査を実施し、法令遵守の徹底を図っている。</p> <p>また、平成 17 年に発生した運輸事業における事故・トラブルを契機として、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 19 号）が公布・施行され、これに基づき、18 年 10 月から事業者自らが安全管理体制を構築し、その取組を評価する「運輸安全マネジメント」を推進するなど安全確保体制の確立を目指している。</p> <p>② 総務省は、「自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視」を実施し、平成 16 年 5 月に事故の繰り返し・再発の防止対策の徹底、運行管理・車両管理の徹底、地方運輸局と都道府県労働局との相互通報の徹底などの必要な改善を勧告している。また、「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」を実施し、平成 22 年 9 月に貸切バスの安全対策全般について、勧告している。</p> <p>③ しかし、事業用自動車の転覆・転落や死者・重傷者発生などの重大事故は、平成 23 年は 5,464 件発生し、これを事業種類別にみると、バス事業が 2,697 件で 49.4%、トラック事業が 2,029 件で 37.1%、タクシー事業が 738 件で 13.5%となっており、バス事業を除き近年増加している。また、主な事故原因をみると、車両故障など点検整備不良などに起因するものが 2,287 件（41.9%）、運転操作不良や健康状態など乗務員に起因するものが 1,981 件（36.3%）などとなっている。</p> <p>④ 自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の推進など、安全管理の実効性を確保することが重要となっている。</p>
主な調査項目	<p>① 自動車運送事業者における事故等の発生状況</p> <p>② 自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施状況</p> <p>③ 自動車運送事業者における安全確保対策の取組状況</p>
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、自動車運送事業者等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成26年度
テーマ名	廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 国は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）に即して、5年ごとに「廃棄物処理施設整備計画」を策定している。平成25年度から29年度までの5か年を計画期間とする現整備計画（平成25年5月31日閣議決定）においては、廃棄物処理施設整備を重点的、効果的かつ効率的に実施することとされており、この中で「ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る」ことなどが示されている。</p> <p>② 環境省は、廃棄物処理施設の整備等を推進するため、廃棄物処理施設整備事業を実施する市町村に対し、循環型社会形成推進交付金を交付している。交付対象事業を実施しようとする市町村は、施設整備を含む循環型社会形成推進地域計画を策定し、交付期間の終了後、同地域計画の目標の達成状況等について事後評価を実施することとされている。</p> <p>③ 市町村の財政状況が厳しく、循環型社会形成推進交付金の予算も限られている一方で、災害時等にも各廃棄物処理施設が備えている能力を最大限発揮できるよう、強靱な廃棄物処理システムの構築が求められている。このため、地域の自主性及び創意工夫をいかしながら、廃棄物処理施設整備を一層効果的かつ効率的に実施していくことが必要となっている。</p>
主な調査項目	<p>① 廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況</p> <p>② 循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況</p> <p>③ 廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況</p> <p>④ 廃棄物処理施設整備に係るストックマネジメントの導入状況</p>
調査等対象機関 (予定)	環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

